

事業主のみなさんへ

**労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きがわからない、
労働保険の事務処理が煩わしい、困っている、**

という事業主はいらっしゃいませんか？

このような方には労働保険事務組合への事務委託を
おすすめします。

労働保険に関する各種手続きは
労働保険事務組合
をご利用ください。



労働保険事務組合とは

**事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理
することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の
団体です。**

県内のすべての商工会議所、商工会が労働保険事務組合として認可を受けています。

その他、一部の業種団体等においても事務組合として認可を受けており、長崎県内には110を超える事務組合があり、約12,000の事業場から事務委託を受けて労働保険事務処理を行っています。

事務委託できる事業主は

常時使用する労働者数が

- 金融・保険・不動産・小売業にあつては50人以下の事業主
- 卸売業・サービス業にあつては100人以下の事業主
- その他の事業にあつては300人以下の事業主



事務委託された事業主の利点は

- 事務組合が労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。
- 労働保険料の金額の多少にかかわらず、年3回に分けて納付することができます。



事務委託手数料は

委託手数料は事務組合ごとの規約によって決められています。

詳しくは直接事務組合におたずねください。



事業主にな変わって行う事務は

- 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- 保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- 労災保険の特別加入申請、変更、脱退申請等に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する事務

※なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の給付に関する請求、各種助成金に関する申請等の事務は除かれます。



事務委託の手続きは

「労働保険事務委託書」を事務組合に提出し承諾を受けます。

委託後の事務手続きは、事務組合に必要な連絡をすれば事務組合が代わって行ってくれます。



労働保険事務組合に関する問い合わせ先

長崎労働局労働保険徴収室 徴収第二係

TEL095-801-0025

または最寄りのハローワークか労働基準監督署にお問い合わせください。